

2-3. 障害者福祉の充実

(1) 現況と課題

平成15年4月1日から支援費制度がスタートし、それまでの行政による措置から、障害者自らがサービスを選択し、事業者と契約してサービスを利用する仕組みに変わりました。新たな制度に伴い、利用者の伸びとともに様々な問題や大きな課題が顕在化しました。このため、国は持続可能な制度を構築するために、新たに障害者自立支援法による今後の障害者保健福祉施策の改革、いわゆる改革のグランドデザインを打ち出しました。これにより、精神保健福祉を新たに加え、「機能」に着目した障害保健福祉サービスの再編、1割定率負担（応益負担）と所得に着目した上限額の設定による自己負担の見直し、公費負担医療制度の自立支援医療制度への移行など、障害者の地域での生活を支援する体制を整え、障害者が安心して暮らせる地域社会づくりを推進していくことになります。

これから障害者福祉は、身体障害福祉、知的障害福祉、精神保健福祉に加えて、難病患者、高機能自閉症*、アスペルガー症候群*、ADHD（注意欠陥性多動性障害）*、LD（学習障害）*などへの支援も含めた対応が求められており、新たな福祉ニーズに対する職員の専門性が必要とされています。特に、障害の内容やライフステージに応じて、的確なサポートができるよう、ケアマネジメント*体制を充実させ、障害者の自立や就労を支援することが重要になっています。

(2) 5年間の政策目標

- ①障害者が、住み慣れた地域で生きがいを持って生活できる支援体制を確立します。
- ②障害者が、社会参加しやすい環境を整備します。

(3) 施策

2-3-1. 地域活動支援センターの設置

障害者の地域生活を支援する施策のひとつとして、身近で、既存施設等を活用しながら、ものづくりなどの趣味・創作的活動や作業などの生産活動に参加する機会や、自活力の向上と落ち着いた時間を過ごすことができる場を設けます。

これは、年齢や障害のあるなしにかかわらず、みんながいつしょに時間を共有でき、既存の縦割り制度にはない柔軟なサービス提供が期待できる共生型デイサービス*（いわゆる小規模多機能型）を目指すものであり、これを実施する公共的団体への委託や側面的支援（情報提供）、後方支援（資金援助）を図ることによって進めます。

指標	平成16年度	平成22年度
障害者地域活動支援センター (単位：箇所)	0箇所	1箇所

【事業】

- 地域活動支援センターの設置
 - └ 地域生活支援事業費

2-3-2. 障害者生活支援センターの設置

相談業務を担当するコーディネーターを配置し、本人や家族などからの相談をはじめ、在宅福祉サービスの情報提供、社会資源（事業者、施設、専門機関等）の紹介、ケアマネジメント*によるケアプランの作成などを行う障害者生活支援センターの機能を充実させます。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
対象障害種別 (単位：種)	2 種	8 種

【事業】

- 障害者生活支援センターの設置
 - └ 障害者地域生活相談支援事業費

2-3-3. 障害者元気プランの策定と運用

支援費制度の創設、障害者自立支援法案による改革のグランドデザイン案など、障害を取り巻く仕組みが大きく急激に変化しています。障害者福祉に関する制度変更を踏まえた障害者福祉計画を平成 18 年度に策定します。

この計画には、国が定める制度的確な実施、障害福祉に関する理念、そして、町の進むべき方向性などを盛り込むこととし、策定会議を設けて十分な議論と検討を行います。

2-3-4. 学齢障害児の日中活動支援

町独自の障害福祉サービスとして、学齢障害児の日中活動を支援する就学児デイサービス事業を、ライフステージに応じた継続的・効果的な支援が行えるよう、コーディネーターによる相談支援と合わせて実施します。その際、共生社会を目指す施策のひとつとして、健常児といっしょに過ごす場の設定を行います。

(4) 効率化目標

①的確な情報収集とケアマネジメント*の実施

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害など、個々の障害特性に応じた専門性の高い面接や聞き取り調査について、障害者のニーズや利用意向を的確に把握して、支援を効果的に実施するための調査員を委託により配置します。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
調査員数 (単位：人)	0 人	2 人

(5) サービス向上目標

- ・共生社会づくりのひとつとして、障害者理解の啓発に努めます。
- ・国が定める障害保健福祉制度を基幹として、地域生活支援に主眼を置き、就労支援を含め、真のニーズの把握と的確なケアマネジメント*や給付、事業の実施等によって、障害を持っていても住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活ができるよう支援します。